

個人情報保護委員会（第157回）議事概要

- 1 日時：令和2年11月4日（水）14：30～15：00
- 2 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員、麻田専門委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、赤阪参事官、山澄参事官、片岡参事官、濱口参事官

3 議事の概要

（1）議題1：第42回・世界プライバシー会議（GPA）結果報告

麻田専門委員から、資料に基づき報告を行った。

大島委員から、「新型コロナウイルス感染症対策や技術進展に伴う個人情報保護といった課題に対して、委員会としての考えを発信していただく等、積極的な関与を通じ、GPAでのプレゼンスが着実に拡大されているものとする。引き続き、GPAにおける様々な議論への参加、あるいは活動に貢献していきたい」旨の発言があった。

丹野委員長から、「GPAでは今日的な課題において委員会のプレゼンスを示すことができたと思う」旨の発言があった。

（2）議題2：改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（越境移転に係る情報提供の充実等）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤原委員から、「越境移転に伴うリスクの把握について、現行法でも、移転先の体制整備を根拠に個人データの越境移転を行う場合、移転先での適切な取扱いを継続的に確保することを求めているわけであるが、今回の法改正は、その責務をより明確にしたものと考えている。すなわち、改正法第24条第2項の制度趣旨は、越境移転に伴うリスクの把握について、本人の予測可能性を高めるということであり、そのための手がかりを与えることであるとする。そのため、本人にとって分かりやすい、理解しやすい情報を提供するということであると思う。事業者には個人データの越境移転に伴うリスクを改めて把握していただきたいし、特に我が国の事業者が第三者提供する場合との本質的な差異がどこにあるのか等は非常に重要ではないかと考える」旨の発言があった。

小川委員から、「分かりやすい情報提供の重要性について、行政のデジタル化が政府にとって喫緊の課題となっている。デジタル化で大切なことの

一つが、行政システムの使いやすさや分かりやすさである。個人情報に関しては、個人情報の取得や第三者提供を行う際の情報の提供を分かりやすく行うことが大切であるが、特に、外国に個人データを移転する際の同意取得時には、我が国と制度が異なるため、本人が容易に理解できること、そして、リスクがある場合にはそれがよく分かるようにすることが重要。その意味で、我が国の事業者に通常求められているレベルとの対比を示すということは、情報提供の方法として有効ではないかと思う」旨の発言があった。

丹野委員長から、「越境移転に係る情報提供の事業者の責務の充実ということであるが、お二人の委員から意見をいただいた。前回までの議論と同様に、現時点では方向性を議論したものであり、決定ではないため、本日の議論も踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたい」旨の発言があった。

- (3) 議題3：郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務）の全項目評価書について

事務局から資料に基づき説明を行った。

本評価書は承認され、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対し、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知することとなった。

- (4) 議題4：その他

事務局から厚生労働省（特別給付金・特別弔慰金に関する事務）及び健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書の公表について、報告があった。

以上